

## 第1節 計画策定の背景

## 1 国の少子化対策の動向

## (1) エンゼルプラン・新エンゼルプラン

平成元（1989）年は、合計特殊出生率が1.57となり、戦後で最も合計特殊出生率が低かった昭和41（1966）年（丙午：ひのえうま）の1.58を下回り「1.57ショック」といわれた年でした。このことを契機に、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを社会問題としてとらえ、仕事と子育ての両立支援などの少子化対策についての検討を開始しました。

平成6（1994）年12月、厚生省（当時）が今後10年間に取組むべき基本的方向と重点施策を定めた「エンゼルプラン」を策定し、国として初めて総合的な少子化対策が始まりました。さらに重点施策の具体的実施計画として「新エンゼルプラン」が平成12（2000）年度からの5か年計画で策定されました。

## (2) 次世代育成支援対策推進法、少子化社会対策大綱

平成15（2003）年7月、子育て家庭を社会全体で支援する観点から、「次世代育成支援対策推進法」を10年間の時限立法として制定し、地方自治体及び企業において次世代育成支援行動計画の策定を義務付けました。

また、同時期に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成16（2004）年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、同年12月に「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）が策定されました。

## (3) 子ども・子育て関連3法、子ども・子育て支援新制度

様々な少子化対策にも関わらず、平成17（2005）年には、戦後、一貫して増加が続いてきた全国の総人口は初めて減少に転じ、合計特殊出生率も過去最低を記録しました。その後も出生数の減少が続き、さらに、核家族化や地域のつながりの希薄化により、家庭が子育てに不安や孤立感を感じたり、また、男性中心型労働慣行は依然改善が進まず、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でない等の課題も浮き彫りとなってきました。

このため、平成24（2012）年8月、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27（2015）年4月から、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートしました。

#### （4）希望出生率1.8、子育て安心プラン

平成28（2016）年6月、「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げました。

平成29（2017）年6月、「子育て安心プラン」を公表し、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしました。

しかしながら、25歳から44歳の女性の就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成31（2019）年4月時点の全国の待機児童数は1万6,772人と前年比3,123人の減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況が続いています。

#### （5）幼児教育・保育の無償化

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、令和元（2019）年5月に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、同年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されました。

これにより、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子どもたちと非課税世帯の0歳から2歳までの子どもたちの利用料が無償となりました。

#### （6）放課後子ども総合プラン、新・放課後子ども総合プラン

仕事と子育ての両立を支援するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の、遊びや生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、すべての就学児童が放課後等を安全かつ安心して過ごし、多様な体験及び活動ができることを目的として、平成26（2014）年7月に、「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

さらに、近年の女性就業率の上昇等により、平成30（2018）年9月、共働き家庭等の児童数の増加を受け、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

## 2 国の子ども・若者育成支援対策の動向

### (1) 子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者を取り巻く環境は、時代の急速な変動とともにめまぐるしく変化し、インターネットの普及等による有害情報の氾濫や引きこもり、ニート、不登校、いじめ、発達障害など様々な困難を有する子ども・若者の問題が深刻化しています。

こうした状況を踏まえ、次代の担い手であるすべての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる育成支援策を総合的に推進する枠組みと関係機関のネットワークの整備を目的として、平成22（2010）年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、あわせて「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

## 3 国の子どもの貧困対策の動向

### (1) 子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱

国の18歳未満の子どもの貧困率は、平成21（2009）年に15.7%となり、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26（2014）年1月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。また、あわせて「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくりが進められることとなりました。

令和元（2019）年6月、子どもの貧困の解消に向け、法の目的・基本理念の充実を明記した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正法が公布されました。

## 4 東京都の施策の動向

### (1) 次世代育成支援東京都行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17(2005)年、「次世代育成支援東京都行動計画」、平成22(2010)年、同計画の後期計画が策定され、待機児童の解消や子育てと仕事の両立に向けた雇用環境の整備の実現への取組を進めていくこととされました。

### (2) 東京都子供・子育て支援総合計画

平成27(2015)年3月、子ども・子育て支援新制度の成立に伴い法定化された「都道府県子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援東京都行動計画」、子どもの貧困対策法による都道府県行動計画を一体的にした「東京都子供・子育て支援総合計画」が策定され、安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる社会の実現を目指し、子どもと子育て家庭を地域全体で支え応援する社会づくりへの取組を進めていくこととされました。

### (3) 東京都子供・若者計画

平成27(2015)年8月、子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画として、「東京都子供・若者計画」が策定されました。これまでの様々な分野の計画等の中から子ども・若者の育成支援に係る施策等を一覧化するとともに、乳幼児期からポスト青年期(40歳未満までの者)までの切れ目ない支援の構築を目指し、社会生活を円滑に営む上での様々な困難を有する子ども・若者を育成支援するためのネットワークづくりへの取組を進めていくこととされました。

## 第2節 計画策定の趣旨

- 市では、これまで国の「次世代育成支援対策推進法」に基づき平成17（2005）年3月に「東大和市次世代育成支援行動計画」を策定し、平成26（2014）年度までの10年間にわたり、目標事業量を定め、次世代育成支援施策に取り組んできました。その後、平成24（2012）年の「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法の成立を受け、平成27（2015）年度から開始される「子ども・子育て支援新制度」に向け、「放課後子ども総合プランに基づく行動計画」と一体化した計画として、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5か年を計画期間とする「東大和市子ども・子育て支援事業計画」を平成27（2015）年3月に策定し、子ども・子育て支援施策を総合的に進めてきました。
  
- 「東大和市子ども・子育て支援事業計画」は、「あふれる笑顔で 豊かな心と幸せを育むまち 東大和」を基本理念としています。市では、その実現に向け、教育や保育等に係る市民ニーズに応え、東大和市における子ども・子育て環境の整備を推進し、子育てしやすいまちづくりを進めてきました。
  
- また、平成24（2012）年度に策定した東大和市総合計画「第二次基本構想（改訂）／第四次基本計画」で、将来の都市像『人と自然が調和した生活文化都市東大和』の実現に向けて、まちづくりの5つの基本施策を掲げました。その中の「豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくり」「健康であたたかい心のかよいあうまちづくり」において、次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができるよう育児・生活支援サービスの充実や家庭、学校、地域等が一体となった児童や青少年の健全育成などを施策の基本方針とし、取組を進めてきました。
  
- 平成27（2015）年度から、「日本一子育てしやすいまちづくり」を重要施策とし、子どもたちや子育て世代を支援する施策の推進や充実に取り組むとともに、平成31（2019）年度から、東大和市の未来を担う子どもたちの健やかな成長を守り育み、子どもたち自身が自分らしく、未来に向けて夢や希望をもち、社会の一員として生きていける力を育めるよう、子どもから大人までのすべての市民、地域関係者・事業者及び市が相互に協力し、取り組むため、子どもと大人がお互いにやくそく（約束）しあう「東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）」の制定に向け、準備を進めています。

- これらの取組を踏まえ、「東大和市子ども・子育て支援事業計画」が平成31（2019）年度で最終年度を迎えることから、第2期の「東大和市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、これまでの幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上などの対策を中心とした「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「新・放課後子ども総合プランに基づく行動計画」に加え、結婚、妊娠、出産、乳幼児期、学童期、青年期にわたる子どもたちの成長と若者・子育て世代を切れ目なく包括的に支援することを目的として、「市町村次世代育成支援行動計画」、「市町村子ども・若者計画」、「市町村における子どもの貧困対策についての計画（市町村計画）」を包含し、一体的な計画として『東大和市子ども・子育て未来プラン』を策定するものです。
- 市では、刻々と変化する社会状況や環境等に対応しつつ、市における各行政計画等との連携を図りながら、子ども・若者、子育て支援施策を総合的に推進し、「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指していきます。



### 1 東大和市子ども・子育て未来プラン

- 東大和市子ども・子育て未来プランは、東大和市のすべての子どもたちの健やかな育ちと若者・子育て世代を支援するための総合的な計画です。市民一人ひとりが子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者、地域の関係者等と市が相互に協力し、地域社会が一体となって子どもたちの健やかな育ちと若者・子育て世代の支援を推進していけるよう、次に掲げる5つの計画を一体的に策定するものです。
- 本計画は、東大和市総合計画（基本構想/基本計画）を上位計画として、東大和市地域福祉計画などの各行政計画との調和を図り策定します。

#### (1) 第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。女性の就業率の上昇や令和元（2019）年10月からの幼児教育・保育の無償化の影響、首都圏における保育士人材不足などの社会情勢等を踏まえた、幼児期の教育・保育の質・量の確保のための方策及び地域の実情を踏まえた地域子ども・子育て支援の方策について、平成31（2019）年3月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定するものです。

#### (2) 第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画

次世代育成支援対策推進法第8条の行動計画策定指針及び子ども・子育て支援法第60条第2項の基本指針に基づき、平成30（2018）年9月に定められた新・放課後子ども総合プランに基づく市の行動計画です。

すべての小学校就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができる放課後等の居場所づくりのための方策について、女性の就業率の上昇などの社会情勢等を踏まえ、平成31（2019）年3月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定するものです。

### (3) 第1期東大和市次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法第8条の行動計画策定指針に基づく次世代育成支援対策に係る市町村行動計画です。

市では、平成17(2005)年度から平成26(2014)年度まで10年間にわたり、次世代育成支援対策推進法に基づき東大和市次世代育成支援行動計画(前期・後期)を策定し、目標事業量を定め、子育て支援施策を推進してきました。

平成27(2015)年度から定量的な子育て支援施策の整備量等の目標を市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する法改正がされ、市町村次世代育成支援行動計画の策定は任意化されました。

「東大和市子ども・子育て未来プラン」の策定にあたり、市の実情に応じた施策の推進を目的とし、地域における子育て支援、子どもの健康の確保・増進と心身の健やかな成長、安心して子育てができる環境の整備等の方策について、あらためて、第1期東大和市次世代育成支援行動計画(健やか親子21〔第2次〕に基づく東大和市母子保健計画の一部を含む)として位置づけることとし、平成31(2019)年3月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定するものです。

### (4) 第1期東大和市子ども・若者計画

子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画です。

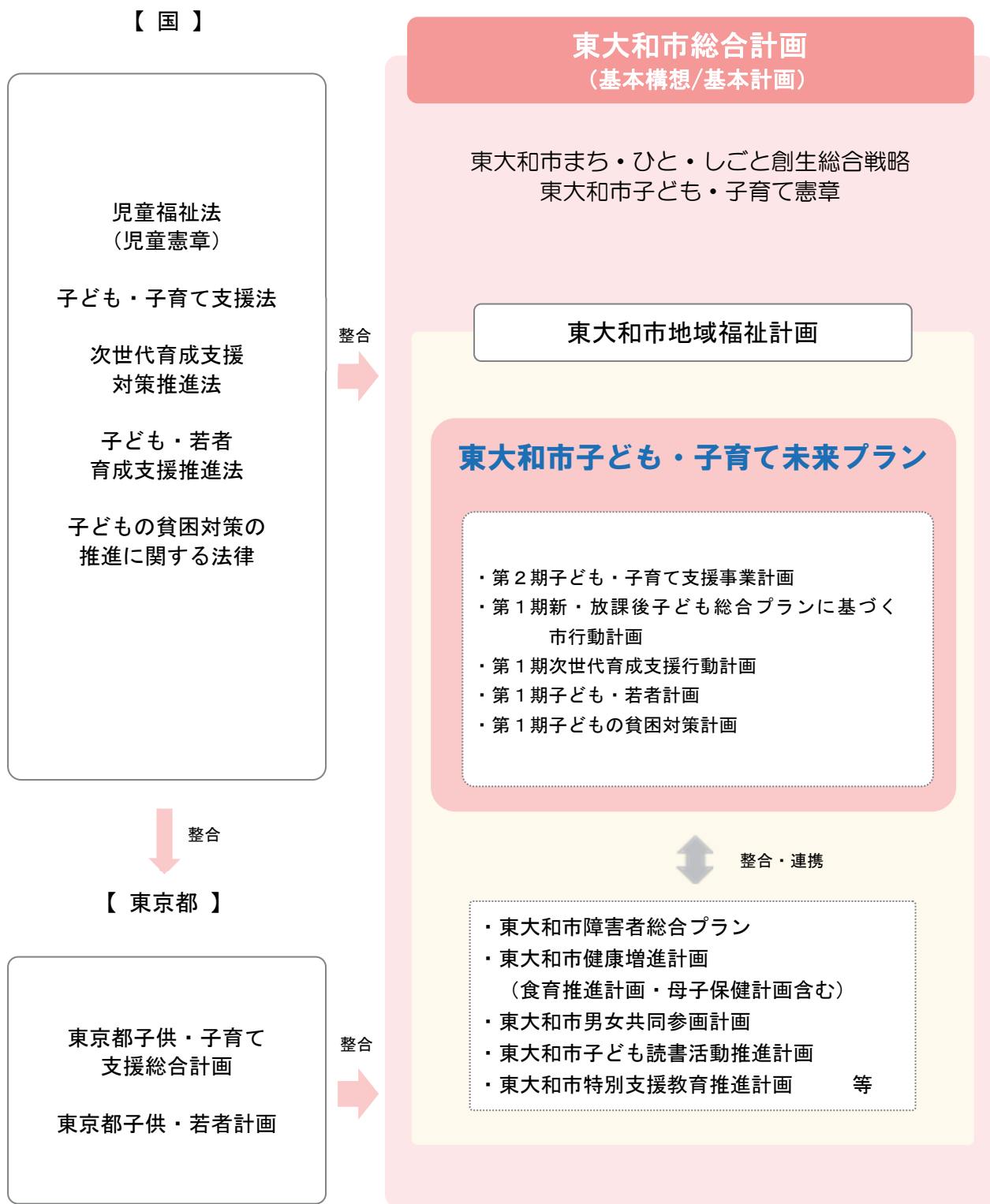
社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための地域におけるネットワークづくりなどの方策について、平成31(2019)年3月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定するものです。

### (5) 第1期東大和市子どもの貧困対策計画

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく市町村における子どもの貧困対策についての計画です。

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに育成される環境の整備に向け、子どもの居場所づくりや学習支援などの方策について、平成31(2019)年3月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定するものです。





## 第4節 計画の期間

本計画のうち、「第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画」、「第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画」及び「第1期東大和市次世代育成支援行動計画」については、子ども・子育て支援法第61条及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づき、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年を計画期間としています。

併せて、本計画に包含する「第1期東大和市子ども・若者計画」、「第1期東大和市子どもの貧困対策計画」についても、上記の計画期間と合わせた計画期間としています。

また、「第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画」及び「第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画」については、国の指針等に沿い、必要に応じて、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)
東大和市子ども・子育て支援事業計画					東大和市子ども・子育て未来プラン				
東大和市総合計画							次期計画		
第五次東大和市地域福祉計画						次期計画			
				東大和市障害者総合プラン		次期計画			
東大和市健康増進計画 (食育推進計画・母子保健計画含む)						次期計画			
			第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）			次期計画			
				第二次東大和市子ども読書活動推進計画			次期計画		
		第二次東大和市特別支援教育推進計画					次期計画		

## 第5節 計画の策定体制

### 1 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

#### (1) 調査対象

東大和市在住の各年代の方（未就学児の保護者、小学生の保護者、中学生、高校生）を無作為抽出

#### (2) 調査期間

平成30（2018）年10月25日から平成30（2018）年11月22日まで

#### (3) 調査方法

郵送による配布・回収

#### (4) 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
未就学児の保護者	1,000 通	500 通	50.0%
小学生の保護者	600 通	293 通	48.8%
中学生	200 通	77 通	38.5%
高校生	200 通	59 通	29.5%

### 2 東大和市子ども・子育て支援会議による審議

「東大和市子ども・子育て支援会議」は、「子ども・子育て支援法」第77条に基づく「審議会その他の合議制の機関」として設置しています。子どもの保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び学校関係者による委員で構成され、市長の諮問に応じ計画の内容等について調査審議しました。

## 第6節 計画の対象

本計画の対象となる子ども・若者の範囲については、次のとおりとします。

このほか、妊産婦や子育て家庭などの市民も対象とした子育て支援等の施策を総合的に展開できるようにしていきます。

第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画	教育・保育	未就学児・保護者
	地域子ども・子育て支援	18歳未満・保護者
第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画	小学校就学児童	
第1期東大和市次世代育成支援行動計画	18歳未満	
第1期東大和市子ども・若者計画	乳幼児期から30代まで	
第1期東大和市子どもの貧困対策計画	原則20歳まで	